

会議後における資料1の変更点について

改定版(案)の確定にあたり、7月28日の会議で承認をいただいた資料1の案をもって、町的意思決定機関である庁内会議(庁議)に諮ったところ、次の3点について変更してパブリックコメント手続きにかけることとなりました。

1 ページ

II 見直しの考え方

(変更理由) 記載内容を少し簡潔にして、町が主体的に見直す文面にするため。

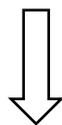
(変更点) 以下のとおり

<変更前>

国の基本指針において教育・保育施設の「支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、中間年を目安に計画の見直しが必要」という方針が示されています。

平成29年1月に内閣府が示した中間年の見直しのための手引きによると「大きく乖離している場合」とは、「平成28年4月1日の実績値と見込み量とが10%以上乖離している場合」という趣旨の記載があります。

平成28年度の支給認定区分ごとの状況から、基本指針に記載の状況に該当するものと判断し、教育・保育施設について利用量及び確保提供量の見込みについて見直すとともに、地域子ども・子育て支援事業についても、平成28年度の計画値と実績値が大きく乖離している事業について、併せて見直すこととするものです。



<変更後>

国の基本指針において教育・保育施設の「支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、中間年を目安に計画の見直しが必要」という方針が示されており、具体的には平成29年1月に内閣府が示した中間年の見直しのための手引きにおいて「平成28年4月1日の実績値と見込み量とが10%以上乖離している場合」とされています。

この基本指針に則り町として判断した結果、教育・保育施設について利用量及び確保提供量の見込みについて見直すとともに、地域子ども・子育て支援事業についても、平成28年度の計画値と実績値が大きく乖離している事業について、併せて見直すものです。

7ページ～10ページ

各ページの「追加」「見直し後」の表

(変更理由)実績値の動きがわかりやすいよう「平成26年度(実績)」を加えるため。

(変更点)該当する各表の「平成25年度(実績)」と「平成27年度(実績)」の間に「平成26年度(実績)」を挿入しました。

11ページ

放課後児童クラブとふれあい塾の連携を行う一体的な実施数

(変更理由)同じ年度中に策定する寒川町総合計画第3次実施計画の内容がまだ確定していない段階で、子ども・子育て支援事業計画改定版(案)で具体的な記載内容が示されることが適切でないため。

(変更点)以下のとおり記述を変更し、表を削除しました。

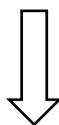
<変更前>

放課後子ども総合プランの推進については、平成27年8月に「寒川町放課後子ども総合プラン運営委員会」を設置し、児童クラブとふれあい塾の連携に向けた方策等を検討しています。その中で、現状では各小学校で月・水・金の週3日実施しているふれあい塾を、今後は月～金の週5日に拡充することや、見守りボランティアの人材確保のために謝礼を増額することなどの方策が示されました。

今後、この方策について平成29年度に町の総合教育会議において検討を行い、平成30年度以降にまず1校でモデル的に取り組んでいく予定として、新たに追加するものです。

(か所)

項目	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
追加	—	—	—	—	1	1



<変更後>

放課後子ども総合プランの推進については、平成27年8月に「寒川町放課後子ども総合プラン運営委員会」を設置し、児童クラブとふれあい塾の連携に向けた方策等を検討しています。その中で、現状では各小学校で月・水・金の週3日実施しているふれあい塾を、今後は月～金の週5日に拡充することや、見守りボランティアの人材確保のために謝礼を増額することなどの方策が示されました。

今後、この方策の具体的な実施に向けて町として検討してまいります。